

(資料1)

AI-OCR サービス利用に係る一般競争入札 入札説明書

「AI-OCR サービス利用」(以下「本件」という。)に係る公告に基づく一般競争入札については、松山市契約規則及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 : AI-OCR サービス利用
- (2) サービス等の仕様 : 「AI-OCR サービス利用 仕様書」(資料2)のとおり
- (3) 利用期間 : 令和3年7月1日(木) ~ 令和4年3月31日(木)

2. 事務局

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2
松山市役所 総合政策部 ICT戦略課
電話 : 089-948-6976 FAX : 089-934-1810
メールアドレス : syskan@city.matsuyama.ehime.jp

3. スケジュール

- (1) 公 告
令和3年6月4日(金)
- (2) 質問受付
令和3年6月9日(水) 午後5時まで
- (3) 質問最終回答
令和3年6月10日(木)
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和3年6月11日(金) 午後5時(必着)
- (5) 入札参加資格確認結果通知
令和3年6月15日(火) 付郵送及び連絡
- (6) 入札書の提出期限
持参 : (7) 開札の日時と同じ
郵送 : 令和3年6月17日(木) (必着)
- (7) 開 札
令和3年6月18日(金) 午前9時
- (8) 利用開始
令和3年7月1日(木)

4. 入札参加者の資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可又は再生計画認可の決定がなされた者を除く。
- (3) 松山市に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (4) 松山市税を滞納していないこと。
- (5) 公告日時点で、AI-OCR サービス（LGWAN-ASP版）の提供実績があること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが運用するISMS適合性評価制度のISMS認証を取得していることの証明ができること。

5. 開札までの手続きに関する事項

(1) 本件入札に係る書類

本件入札に係る書類は次のとおりとする。

資料

- ・資料1 入札説明書
- ・資料2 仕様書

様式

- ・様式1 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・様式2 事業者調書
- ・様式3 実績調書
- ・様式4 質問書
- ・様式4別紙 質問内容書
- ・様式5 入札書

書類については、以下のアドレスに掲載しているので、各自印刷し使用すること。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/aiocr.html>

(2) 入札参加資格の確認の申請

入札参加希望者は、次の書類を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、以下のア（エ）～ア（カ）の書類を不要とする。

なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出書類

- (ア) 「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）
- (イ) 「事業者調書」（様式2）
- (ウ) 「実績調書」（様式3）
- (エ) 印鑑登録証明書（入札参加資格確認申請、入札書等に押印する実印の証明書で、発行後3か月を超えないもの、写し可）
- (オ) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（法務局で発行する法人の証明書で、発行後3か月を超えないもの、写し可）
- (カ) 松山市税の完納証明書または法人住民税納税証明書（発行後3か月を超えないもの、写し可）
- (キ) プライバシーマーク使用許諾証の写し又は ISMS 認証取得を証する登録証の写し

イ 入札参加資格確認申請書等の提出

- ①提出方法：持参又は郵送（信書の郵送に適する方法）
（簡易書留等配達記録が残るもの）
- ②提出期限：令和3年6月11日（金）午後5時（必着）
ただし、持参の場合は、土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限る。
- ③提出先：「2. 事務局」

ウ 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和3年6月15日（火）付で「入札参加資格確認結果通知」を申請者に郵送した上で、電話連絡を行う。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

(3) 質問受付・回答

ア 本件の内容等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- ①提出様式：「質問書」（様式4）及び「質問内容書」（様式4別紙）
- ②提出先：「2. 事務局」
- ③提出方法：電子メールによる。このとき、電子メールのタイトルは「AI-OCR サービス利用に係る一般競争入札質問書(事業者名)」とし、電子メール発信後、「2. 事務局」へ質問のメールを発信した旨、電話で連絡すること。
- ④受付期間：令和3年6月9日（水）午後5時まで
- ⑤回答：質問に対する回答は、随時電子メールで行うとともに、松山市ホームページで公開する。最終の回答は令和3年6月10日（木）とする。

- イ 電子メール以外による質問及び締め切り日以降の質問には応じない。
- ウ 本件の入札に必要と判断される質問のみ受け付ける。
- エ 質問の内容について、「**2. 事務局**」から電子メール又は電話で問い合わせることがある。

(4) 入札書の作成

- ア 入札書は所定の様式（様式5）を使用すること。
- イ 入札書に記入する日付は、開札日とすること。
- ウ 入札参加者の所在地、名称又は商号、代表者職、氏名を記載し、押印すること。
- エ 入札者は、契約履行に必要な一切の諸経費を含めた総額を見積もること。
- オ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た額を入札書に記載すること。

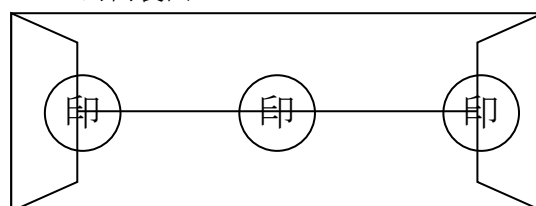
(5) 入札書の提出

- ①提出方法：持参又は郵送（信書の郵送に適する方法）
（簡易書留等配達記録が残るもの）
- ②提出期限：持参の場合は「**5. (8) 開札の日時及び場所**」に示す日時まで。
郵送の場合は令和3年6月17日（木）までの必着とする。
なお、締め切りまでに提出しなかった場合は、失格とする。
- ③提出場所：「**2. 事務局**」
ただし、開札に立ち会う場合は「**5. (8) 開札の日時及び場所**」に示す場所に直接持ち込むことも可とする。
- ④その他：入札書は封入し、糊付けした上で、下図のとおり封筒表面には本件件名及び事業者名を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。また、封筒裏面には割印を押印すること。

<封筒表面>

件名 AI-OCR サービス利用 事業者名 ○○○○株式会社 <div style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; margin-top: 5px;">入札書在中</div>
--

<封筒裏面>



(6) 入札保証金等

入札参加保証金は、次のとおりである。

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 免除
- ウ 保証人 不要

(7) 入札の辞退

- ア 入札参加資格結果通知を受けてから、入札書を提出するまでに入札を辞退する場合は、書面をもって「**2. 事務局**」に提出すること。

なお、書面についての書式は問わないが、申請者の住所（所在地）、名称又は商号、代表者職氏名及び辞退理由を記載し、押印の上、提出すること。

イ 入札書を提出した後は、入札の辞退を認めない。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(8) 開札の日時及び場所

①日時：令和3年6月18日（金）午前9時

②場所：松山市二番町四丁目7-2

松山市役所 本館9階 入札室

(9) 開札に関する事項

ア 開札は、入札者又はその代理人を1業者1名まで立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ・松山市契約規則第6条の各号のいずれかに該当する入札
- ・予定価格の110分の100を超えて行った入札
- ・氏名又は入札金額を訂正した入札

(11) 入札の中止等

天災その他やむを得ない理由があるとき、又は不正の行為を認められる等明らかに競争の実効がないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことがある。このとき、入札参加者が損失を受けても松山市は賠償の責を負わない。

(12) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換えをすることができない。

イ 入札書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、入札執行については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」、「地方自治法施行令」、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）」及び「松山市財務会計規則」並びに「松山市契約規則」の定めるところによる。

エ 本件関係書類は、本件以外での使用は認めない。

オ 疑義、確認等がなかった本件に関する事項についての解釈は、松山市の解釈によるものとする。

カ 本件の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときなどは、当該入札者に対し説明を求めることがある。

6. 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定

- ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札した者とする。なお、落札者となるべき金額の入札参加者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- イ 落札者がいない場合は再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

(2) 落札者の公表等

- ア 落札者については、落札決定後、松山市ホームページで公表する。
- イ 落札者の決定については、各入札参加者に書面等により通知する。

7. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 入札説明書に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして本市が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

8. その他

- (1) 本件の入札に当たっては、入札説明書等に関する質問期間を設けているため、入札参加資格を得た者は、入札書提出後において入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 本件の入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 天災その他やむを得ない事情により、契約内容や金額の変更、又は契約そのものの締結を中止することができる。このとき、入札参加者が損失を受けても、松山市は賠償の責を負わない。